

令和3年 第8回須賀川市農業委員会総会議事録

令和3年8回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和3年8月5日（木）
- 2 招集通知日 令和3年8月5日（木）
- 3 招集日時 令和3年8月17日（火）午後1時30分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室 A・B・C
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

農地利用最適化推進委員（23名）

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	加藤 梅子	2	関根 要一	3	安藤 雅裕	4	桑名 辰幸
5	大越 彰	6	村上 光宏	7	古川 雅和	8	矢部 邦博
9	高橋 純一	10	小枝 宏嗣	11	松川美智夫	12	吉田かつ子
13	鈴木 光重	14	和田 博文	15	熊谷 聡	16	横川 良雄
17	矢吹 正則	18	深谷 寅一	19	秋山 吉治		

6 出席農業委員 19名

7 欠席農業委員 0名

担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名
須・浜	村上 節夫	須・浜	安田 彰	西袋	吉田 和男	西袋	渡邊 久記
稲田	関口 明夫	稲田	大河原一英	小塩江	橋本 孝一	小塩江	塩田 静生
小塩江	相楽 利晴	仁井田	影山 孝	仁井田	岡部 俊男	仁井田	根本 芳一
大東	関根 隆二	大東	佐藤 良幸	大東	関根 久之	長沼	小林 弘一
長沼	池田多可志	長沼	内山 哲夫	長沼	本間 正博	岩瀬	佐藤 秀和
岩瀬	齊藤 正人	岩瀬	渡邊 聖一	岩瀬	岡部 重雄		

8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名

9 欠席農地利用最適化推進委員 3名

（安田 彰 委員、吉田 和男 委員、池田 多可志 委員）

10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	西澤 俊邦
	農政係 長	鈴木 弘明
	農地係 長	力丸 光輝
	専門員	三島木 修
経済環境部農政課	主 事	藤田 紘平

11 議 案

議案第 40 号 農用地利用集積計画について

議案第 41 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

議案第 42 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 43 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 44 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 45 号 現況確認証明申請の適否決定について

議案第 46 号 令和 3 年度農地利用状況調査・農地パトロール実施要領（案）
について

報告第 29 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理
について

報告第 30 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

12 その他

13 開 会 （午後 1 時 2 8 分）

14 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号 7 番 古川雅和 農業委員と 8 番 矢部邦博 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午後2時55分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実
に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和3年8月18日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和3年 第8回総会

令和3年8月17日（火）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第40号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今、説明がありました第85号から87号までについて、質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第40号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第40号「農用地利用集積計画について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第41号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第41号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第41号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

（農政課職員 退席）

議 長 次に、議案第42号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否

決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木係長 説明。

議長 続いて、申請番号順に調査員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 41 号及び第 42 号について影山委員よろしくお願いたします。

影山推進委員 受理番号第 41 号、第 42 号について説明いたします。

譲受人は、米会社の代表者であり、2 年程前に農地適格化法人を取得し、現在 20ha 近くの水田耕作しております。申請地は譲受人が所有する農業用倉庫と隣接しており、利便性を考慮した結果、譲渡人に所有権移転について協議し、合意に至ったとのことです。価格については高額となっておりますが、県道に面していることや、当時取得した価格が高かったことなどから、この金額に落ち着いたとのことでした。許可上、問題ないと思われまので、委員の皆様にはご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 受理番号第 43 号について、関根久之委員よろしくお願いたします。

関根久之推進委員 受理番号第 43 号について説明いたします。

2 人の譲受人は譲渡人の次男と次女の妻の関係であります。農地取得後は野菜などを耕作する予定であり、作業に必要な農機具等は有しております。許可上、問題ないと思われまので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議長 受理番号第 44 号について、本間委員よろしくお願いたします。

本間推進委員 受理番号第 44 号について説明いたします。

本件について、8 月 16 日、加藤農業委員と譲渡人へ聞き取り調査を行いました。譲渡人と譲受人は親子であり、譲受人も会社員でありながら、耕作意欲があることから、贈与に至ったとのことでありました。許可上、問題ないと思われまですが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議長 受理番号第 45 号について渡邊久記委員よろしくお願いたします。

渡邊推進委員 受理番号第 45 号について説明いたします。

8 月 9 日、小枝農業委員と現地調査と譲受人への聞き取り調査を行いました。譲渡人は現在愛知県に住んでおり、相続により取得した農地であります。譲受人はタクシー会社を運営しておりますが、今後、雇用維持などを図るためにきゅうりの栽培などを行いたいとのことでした。申請地は現在、休耕地であり、耕作放置地の解消にも繋がると思います。賃借料も固定資産税額ということで、許可上、問題ないと思われれます。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 受理番号第 46 号及び第 47 号について、村上委員よろしくお願いいいたします。

村上推進委員 受理番号第 46 号、第 47 号は農地交換のため一括で説明させていただきます。

8 月 10 日に秋山農業委員と調査を行いました。譲渡人と譲受人は親戚の関係で、親の代から農地を交換するという約束を交わしていましたが、今回、相続するタイミングで農地の交換に至り本申請が出されたものであります。面積的には違いはありますが、各々自宅周辺の農地で、効率的に管理できることから、お互い納得して決定したものであります。許可上、問題ないと思われれますので、委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 受理番号第 48 号について関根隆二推進委員よろしくお願いいいたします。

関根隆二推進委員 受理番号第 48 号について説明いたします。

現地確認と聞き取り調査を行いました。譲渡人と譲受人は知人関係にあり、譲渡人は農業の後継者がいないため、農地の処分を考えていたとのことです。申請地は譲受人の妻の実家の前にあることから、話し合いのうえ、売買に至ったとのことでした。価格については両者納得して決定したものであり、許可上、問題ないと思われれます。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 42 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 42 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 43 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 6 号について、関根久之委員よろしくお願いいたします。

関根久之推進委員 受理番号第 6 号について説明いたします。

申請地は、昨年 12 月に農振農用地の変更申請が受理され、変更が確定したことから、今回、農家住宅を建築するため転用申請が出されたところであります。許可上、問題ないと思われめますので、委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 43 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 43 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 44 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した農業委員又は最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 33 号、第 34 号について、塩田委員よろしくお願いいたします。

塩田推進委員 始めに受理番号第 33 号について説明いたします。

8月12日に安藤農業委員と吉田農業委員で、現地確認を行いました。申請地は隣接地が太陽光発電施設として既に県の許可を得ているところであります。工事にあたり重機進入路として当初計画していた農道が狭く、コンクリート舗装の強度にも耐えられないことから、農地の一時転用申請に至ったとのことです。工事完了後は農地として現状に戻す旨の確約書が提出されており、許可上、問題がないものと思われ

併せて、受理番号第 34 号について説明いたします。

第 34 号についても、被設定人は、第 33 号と同一人であり、こちらにつきましても太陽光発電施設設置工事のための申請となります。当初は太陽光発電施設工事敷地内に資材置場を設置しておりましたが、途中で資材置場が狭くなったことから、今回の申請に至ったとのことでした。本件についても一時転用であり、工事完了後は農地として現状に戻す旨の確約書が提出されており、許可上、問題がないものと思われ

ます。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 受理番号第 35 号について、岡部俊男委員よろしくお願いいたします。

岡部俊男推進委員 受理番号第 35 号について説明いたします。

古川農業委員と高橋農業委員で現地・聞き取り調査を行いました。譲受人と譲渡人は親子の関係にあり、譲受人が実家の農業を手伝いたいため、近くの土地を探していましたが、適当な場所が見つけれなかったため、実家の隣地である農地を転用したく、今回、申請書を提出したとのこと

です。周囲は住宅があり、農地の集団性を阻害するものではなく、排水については合併浄化槽使用するとのこと、特に問題はないものと考え

ます。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 受理番号第 36 号について、橋本委員よろしくお願ひいたします。

橋本推進委員 受理番号第 36 号について説明いたします。

安藤農業員と吉田農業委員で現地確認、聞き取り調査を進めてまいりました。譲渡人は自動車関連の仕事をしておりまして、一昨年の台風第 19 号により全ての中古車が水没し、大きな被害を受けたことから、新たな土地の購入を希望しておりました。一方、譲渡人につきましては、数年間自作していない状態であることから、今回の転用申請となったとのことです。今後の維持管理等も考慮しても問題は無いかと思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 受理番号第 37 号について、大越農業委員よろしくお願ひいたします。

大越農業委員 受理番号第 37 号について説明いたします。

8 月 11 日、小枝農業委員、安田推進委員と申請地の調査を行いました。譲渡人に確認したところ、申請地は休耕地の状態で山林になっており、今後耕作する予定が無いことから、太陽光発電施設として貸すこととなったとのことでした。太陽光発電施設設置後の除草は草刈り機を使用し、機械が及ばない所のみ除草剤を使用するとのことです。また、土砂崩れなどの災害があった場合は責任をもって対応するとのことでした。近隣住民にも説明済みであり、付近に与える農地への影響は無いものと考えます。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 受理番号第 38 号について、大河原委員よろしくお願ひいたします。

大河原推進委員 受理番号第 38 号について説明いたします。

8 月 13 日に桑名農業員と現地確認を行いました。議案書に現況が山林となっているとおり、周辺は雑木林、竹林が茂っており、今回の太陽光発電施設の設置によって、農地の荒廃の解消に繋がるものと考えております。申請地は平な所であり、雨水等による土砂の流出は無いものと思われ、周辺住民への同意も得ていることから、特に大きな問題は無いと考えます。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 受理番号第 39 号について、佐藤良幸委員よろしくお願ひいたします。

佐藤良幸推進委員 受理番号第 39 号について説明いたします。

8月9日に関根農業委員、熊谷農業委員で現地調査、聞き取り調査を行いました。譲受人から譲渡人へ携帯基地局設置に対する打診があり、当事者間で話がまとまった案件であります。この携帯基地局の場所は原野で農地ではありませんが、工事をする際の進入路や、資材置場、作業スペースを確保するため、農地を一時転用することとなったとのことです。申請地は休耕地の状態ではありますが、工事完了後は原状に戻すとの約束が成されております。許可上、問題がないものと思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第45号「現況確認証明申請の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第4号について、橋本委員よろしく申し上げます。

橋本推進委員 受理番号第4号について説明いたします。

先月29日、吉田農業委員と事務局職員で代理人立ち合いのもと、現地確認、聞き取り調査を行いました。国調時に畑としていたとのことでしたが、所有者もその件は知らず、悪意があって転用したものでないとのことでありました。周囲の農地に与える影響も全く無く、宅地への転用は止むを得ないと思われます。委員の皆様のご審議

をよろしくお願いします。

議長 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 45 号「現況確認証明申請の適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、議案第 45 号「現況確認証明申請の適否決定について」証明することを議決し、決定といたします。

次に、議案第 46 号「令和 3 年度 農地利用状況調査・農地パトロール実施要領(案)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 (三島木専門員 説明)

議長 長 続いて、本件につきましては、6 月 16 日に開催いたしました農政委員会の会議において、議論がなされておりますので、農政委員会委員長から経緯等についての説明をお願いします。

松川農業委員(農政委員長)

只今、説明がありましたとおり、6 月 16 日に開催した「第 3 回 須賀川市農業委員会専門委員会 農政委員会」において審議しました。審議を行った結果、本日、議案として提案することを全員一致で承認いたしました。委員の皆さまにご報告するとともに、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 46 号「令和 3 年度 農地利用状況調査・農地パトロール実施要領

(案)について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 46 号「令和 3 年度 農地利用状況調査・農地パ
トロール実施要領(案)について」議決し、決定といたします。

議 長 次に、報告事項に入ります。

○ 報告第 29 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届
出書の受理について」 5 件です。

○ 報告第 30 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」
1 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 その他、皆さんから何かございませんか。

(なし)

議 長 事務局からは何かございませんか。

・ 農地利用状況調査について

農地利用状況調査については、9 月 17 日までに調査していただ
きたい。

内容については、「耕作放棄地解消農地」、「今年度の新たな
耕作放棄地」、「荒廃農地」について各地区の取りまとめ責任者
を中心に調査をお願いしたい。

特に遊休農地（耕作放棄地）の判断については、現況の状態に
より 1 号・2 号に分かれるので、留意願いたい。

利用状況調査後に実施する利用意向調査については、調査期日
が昨年までは 11 月中であったが、国からの通達によりスケジュール
が圧縮しており 10 月中に調査を行うこととなるが、何卒ご理
解・ご協力くださるようお願いしたい。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

熊谷農業委員 利用意向調査の再調査について、大東地区では対象者が5名ほどいるが、改めて現地確認等も含めて再調査を行うのか。

事務局 基本的には現地確認を行っていただき、現況が昨年度と変わらなければ、文書を発出することとなります。

議長 事務局からは何かございませんか。

・非農地に関する今後の方針について

前回の総会にて議決となった「須賀川市農業委員会遊休農地に係る非農地判断事務処理要領」における補足として、要領を作成した経緯等を説明し、今後のスケジュールとして税務課、法務局等と協議しながら、非農地判断に係る業務を進めることを説明した。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 他になければ、これにて令和3年第8回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。